

令和2年3月18日

各関係団体の長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町10-52
薬務課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布について（通知）

このことについて、令和2年3月11日付け薬生発0311第6号で厚生労働省医薬・生活衛生局長から別紙のとおり通知がありました。

については、貴会（組合）会員への周知をお願いします。

【政令の概要】

各種法令中の「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。等

担当 薬事グループ、麻薬グループ
電話 082-513-3222, 3221（ダイヤルイン）
（担当者 上田，平本）